

中能登町営住宅入居者募集要項 令和8年7月入居

中能登町土木建設課 TEL 0767-72-3921

町営住宅は、低額所得者で住宅に困っておられる方々のために国と町とが協力して建設した低額家賃住宅で、健康で文化的な生活を営むために整備された住宅です。

そのため民間借家とは性格が異なり、公営住宅法及び町の条例により、入居や退去などについて様々な制約があります。募集要項をよくお読みいただき、お申込みください。

なお、令和6年能登半島地震の町内被災者の方で罹災証明書の判定が半壊以上の方で住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方を対象に、優先して町営住宅を提供します。(ただし、敷金、家賃、退去費用は発生します。)

■ 申込受付期間

令和8年4月27日(月)～5月14日(木) ※平日のみ受付

午前8時30分～午後5時15分

■ 内覧日

令和8年4月28日(火)～5月14日(木) 午後

内覧を希望される方は、事前に中能登町営住宅管理事務所へご連絡ください。

■ 受付場所

中能登町営住宅管理事務所

中能登町井田ヲ部1番地1(旧滝尾小学校体育館内)

TEL. 0767-76-7060

■ 募集住宅

● 町営住宅

所在地	構造	間取り	階	募集戸数	風呂設備	家賃
金丸2156番地1	木造	3LDK	2階	2戸	完備	22,200円～ 43,600円
井田ヲ部27番地	木造	2LDK	1階	1戸	完備	21,200円～ 41,600円

■ 申込資格

町営住宅の申込者は、次の要件のすべてをそなえている方に限ります。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかなこと
持家のある方（同居しようとする方のものも含む）や自分の責任により住宅の立ち退きを求められている方は申込みできません。
また、現在公営住宅に入居されている方も申込みできません。
2. 税を滞納されていないこと
3. 申込者または同居親族が暴力団員でないこと
4. コーポとりやは収入による入居制限はありません。単身でも入居可能です。
5. コーポとりや以外の住宅：申込み世帯員の所得合算額が政令で定められた基準額内であること。 詳しくは4～5ページをご覧ください。
6. コーポとりや以外の住宅：現に同居し、または同居しようとする親族があること。
7. コーポとりや以外の住宅：単身申込者については、上記1～3および5に該当し、さらに次のいずれかに該当する、配偶者のいない方に限ります。
ただし、常時の介護を必要とし、かつ居宅でこれらを受けられない方または受けることが困難な方は申込みできません。
 - ・ 60歳以上（入居日時点）の方
 - ・ 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する程度の方
 - ・ 精神保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する程度の方
 - ・ 療育手帳AまたはBに該当する程度の方
 - ・ 特別項症から第6項症まで、および第1款症の戦傷病者
 - ・ DV被害者で、政令要件を満たす方
 - ・ 生活保護受給者、大臣認定被爆者、海外からの引揚者で帰国後5年未満の方、ハンセン病療養所入所者等

■ 申込方法

次の書類を提出して下さい。

提出書類	内 容	入手方法
入居申込書	【注意事項】 ・現住所 番地、建物名、部屋番号まで詳しく記入 ・住宅名 入居を希望する住宅名を1つだけ記入 ・申込理由 住宅に困っている理由を詳しく記入	・中能登町 ホームページ ・中能登町営住宅 管理事務所 (旧滝尾小学校)
入居確認票	・確認し、□にチェックを入れてください	・中能登町 ホームページ ・中能登町営住宅 管理事務所 (旧滝尾小学校)
住民票謄本	・入居しようとする人の <u>家族全員の記載と続柄がわかるもの</u>	行政サービス庁舎 住民窓口課 ※町外に住所登録をしている人は、住所登録地の市区町村住民課
所得課税証明書	最新の 所得・課税証明書 募集時期が1月～5月の場合は <u>所得・課税証明書に追加して令和7年分の次のもの ※1</u> 「給与源泉徴収票、年金源泉徴収票、確定申告書の写しなど」 ・16歳以上の入居者全員（高校生で収入のない人を除く）の 証明書が必要です。 ・所得がない人も「所得0円」の所得・課税証明書が必要です。 ※1・令和8年度の所得・課税証明書(令和7年中)を添付の場合は不要です。	行政サービス庁舎 税務課 ※町外に住所登録をしていた人は、1月1日現在の住所地の市区町村税務担当課
町税に滞納がないことを証明する書類	・中能登町に住所登録している人は、幼児・学生を除く入居者全員の「町税に滞納がないことを証明する書類」が必要です。 (非課税世帯の人は、非課税証明書)	行政サービス庁舎 税務課 ※町外に住所登録をしていた人は、1月1日現在の住所地の市区町村税務担当課
その他 必要書類 (該当者のみ)	・配偶者がいない人や単身で入居する人は戸籍謄本 → ・離婚調停中の人は、裁判所が発行する事件係属証明書 ・婚約関係にある人は婚約証明書 → ・別居扶養親族のいる人、生活保護を受けている人は、それらを証明できる書類（保険証や生活保護受給証明書など） ・生活保護受給世帯は、所得課税証明書および納税証明書は不要です。 ・申込者または同居者に障害者がいる世帯は障害者手帳等の写し ・DV被害母子世帯は、保護命令決定書または警察の証明書等	市区町村住民課 中能登町営住宅 管理事務所 (旧滝尾小学校)
罹災証明書の写し及び解体したことがわかる書類	令和6年能登半島地震による町内被災者の方で罹災証明書の判定が半壊以上で解体した方のみ	

※各種証明書は発行後3ヵ月以内のもの（異動のあった場合は異動後で最新のもの）

■ 収入基準 対象はコーポとりや以外の住宅

公営住宅収入基準 ※所得月額については5ページをご覧ください。

世帯の状況	所得月額
●一般の世帯	158,000円以下
●障害者手帳を交付されている方がいる世帯 身体1～4級、精神1～3級、療育A～B(軽度を除く)	214,000円以下
●60歳以上の世帯 入居日時点で申込者が60歳以上であり、かつ、同居者がすべて60歳以上または18歳未満である世帯	
●小学校就学前児童のいる世帯 同居者に小学校就学前児童のいる世帯	

※コーポとりやは、収入による入居制限はありません。

■ 連帯保証人について 公営住宅、町営住宅コーポとりや

- 以下の条件をすべて満たす方に依頼してください。
 - ① 身元および家賃の支払等の保証ができる
 - ② 申込者と同程度以上の収入を有する
 - ③ 税を滞納していない
 - ④ 中能登町営住宅入居者ではない
- 連帯保証人が支払の責任を負う上限（極度額）は、入居時の家賃の6か月分です。

■ 注意事項 公営住宅、町営住宅コーポとりや

- 入居の際の敷金
コーポとりやは、72,000円
コーポとりや以外の住宅は、入居時家賃の3か月分
- 家賃、駐車場使用料とは別に、共益費（共用部分の電気代等）などがかかります。
- 家賃、駐車場使用料の納入は、口座振替による支払いを原則とします。
- 公営住宅（コーポとりや以外の住宅）の家賃は、世帯全員の所得、住宅の広さ及び経過年数等により決まります。
- 退去されるときは、畳の表替え、襖および障子の張替え、ハウスクリーニングを行う必要があります。入居者が設置した設備の撤去費用、および入居者の無理な使用や不注意による施設等の破損箇所の修繕も必要です。
- 犬、猫、鳩などのペットを飼うことはできません（一時的に預かることも禁止です）。ただし、身体に障がいをお持ちの方等が盲導犬や介助犬の利用を希望するときは、申し出てください。

■世帯所得月額算出 対象はコーポとりや以外の住宅

① 世帯全員の総所得金額の算出

Aさんの総所得金額 円	+	Bさんの総所得金額 円	+	Cさんの総所得金額 円	=	世帯全員の総所得金額 ① 円
----------------	---	----------------	---	----------------	---	--------------------------

② 世帯の控除額の算出

控除の種類	内容	控除額	合計
1. 所得控除	給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する人	1人につき10万円※	円
2. 同居及び扶養控除	同居者又は別居扶養親族	38万円 × 人	円
3. 特定親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族で、所得58万円以下の人	25万円 × 人	円
4. 老人同一生計配偶者 老人扶養親族	70歳以上の扶養親族で、所得58万円以下の人	10万円 × 人	円
5. 寡婦控除 (ひとり親に該当しない女性)	所得500万円以下の申込者又は同居者で①②のいずれかに該当する人 ①夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない女性 ②所得58万円以下の扶養親族があり、夫と離婚後婚姻していない女性	27万円 × 人※	円
6. ひとり親控除	所得500万円以下で、所得58万円以下の子と生計を一にする人	35万円 × 人※	円
7. 障害者控除	身体3～6級、精神2～3級、療育Bの手帳を交付されている人	27万円 × 人	円
8. 特別障害者控除	身体1～2級、精神1級、療育Aの手帳を交付されている人	40万円 × 人	円
合計 (1～8 までの控除額の合計)			世帯の控除額 ② 円

※該当する人の所得金額が、各控除額未満のときはその額

③ 世帯所得月額算出

世帯全員の総所得金額から世帯の控除額を差し引き、12で割った額が、世帯所得月額となります

世帯全員の総所得金額 ① 円	-	世帯の控除額 ② 円	÷ 12	=	世帯所得月額 円
①で計算した金額		②で計算した金額			

入居後の収入が増加した場合 (所得月額の増加)

① 「収入超過者」となる収入基準

一般世帯 所得月額158,001円以上

裁量世帯 所得月額214,001円以上

「収入超過者」とは、公営住宅に引き続き3年以上入居していて、かつ施行令で定める基準を超える収入を有する世帯をいいます (公営住宅法第28条第1項)。

「収入超過者」に認定されると、住宅の明渡し努力義務が発生します。そして、収入および収入超過者になってからの期間に応じて、家賃が割増されます。認定後、最短で1年目から、最長で5年目までに民間賃貸住宅並みの家賃 (近傍同種の住宅の家賃) とほぼ同程度まで引き上げられます (公営住宅法第28条)。

② 「高額所得者」となる収入基準

所得月額313,001円以上

「高額所得者」とは、公営住宅に引き続き5年以上入居していて、かつ、最近2年間引き続き、施行令で定める基準を超える高額の収入がある世帯をいいます (公営住宅法第29条第1項)。

「高額所得者」に認定されると、期限を定めて住宅の明渡し請求を行います。家賃は、近傍同種の民間賃貸住宅並みの家賃が課せられます。

※同居者合算の特例として、高額所得者認定の際の所得月額の算定には、配偶者以外の同居者の所得金額は、各人の年額1,248,000円を超える部分についてのみ含めます。

※住宅の明渡し期限到来後も、明渡ししがされない場合は、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額が課されます。

町営住宅入居申込書

令和 年 月 日

(申請先) 中能登町長 様

申込者 郵便番号

現住所

氏名

電話番号

次のとおり、町営住宅に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。
本申込書に偽りの記載があるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

1 入居を希望する住宅

申込住宅名	
-------	--

2 同居しようとする親族(別居扶養親族も含みます。)

続柄	氏名	生年月日	個人番号	勤務先又は事務所		所得額 (円)	備考 (電話番号)
				名称	所在地		
申込者 (世帯主)							

3 現在の居住状況

自宅・借家(借間)の別	室数	畳数	家賃月額	居住年月日	世帯人員
			円	年 箇月	

4 申込理由(住宅に困窮していることが明らかな理由を詳細に記入してください。)

--

事務処理欄

身元確認	番号関係
<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード

入居確認票

(確認事項)

↓確認いただきましたら、□に✓チェックをお願いします。

- エアコン、居室の照明器具等は設置しておりませんので、各自でご準備してください。
- 家賃及び敷金とは別に、電気水道料、自治会費・共益費等がかかります。
- 入居後は速やかに、住民票を町営住宅、コーポとりやに異動していただきます。
- 退去されるときは、畳の表替え、ハウスクリーニングなどを行う必要があります。入居者が設置した設備の撤去費用、および入居者の無理な使用や不注意による施設等の破損箇所の修繕も必要です。
- 暴力団員の該当調査に同意します。
- 入居が決定した場合は、区長等へ入居したことを連絡させていただきます。
- 入居後は、自治会に入ってください。

※上記について同意しました。

(申請者)

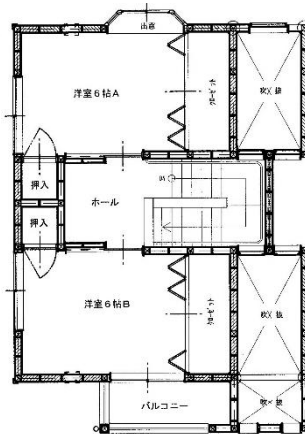
住所 _____

氏名 _____

中能登町営 金丸住宅



外 観

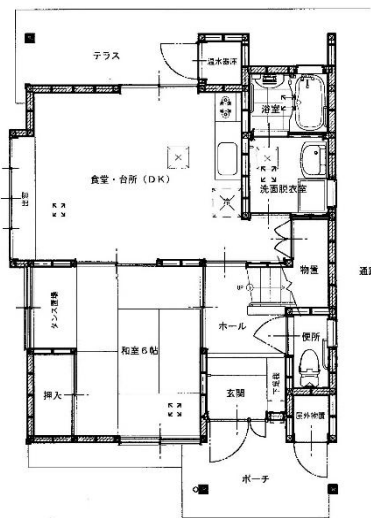


各棟 2号

2階

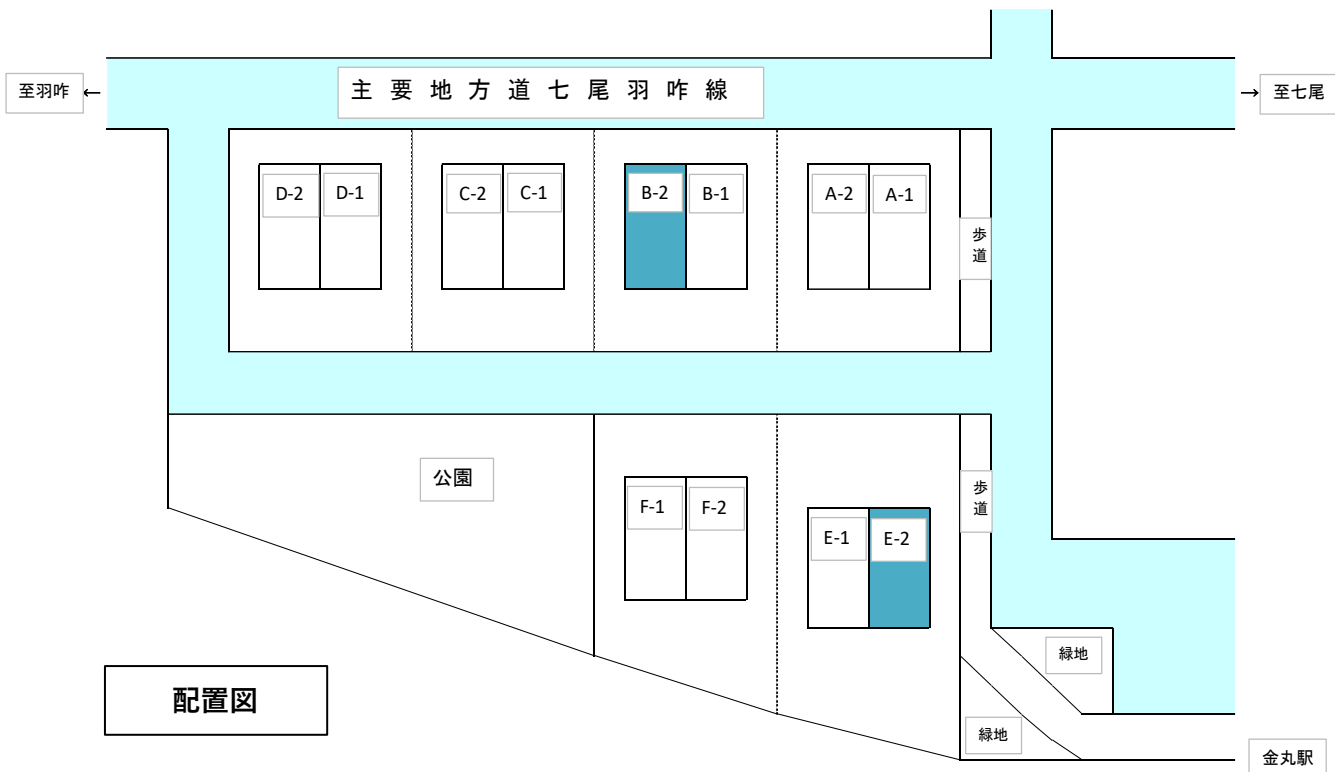


位置図



1階

間取り図



配置図

中能登町営たきお住宅

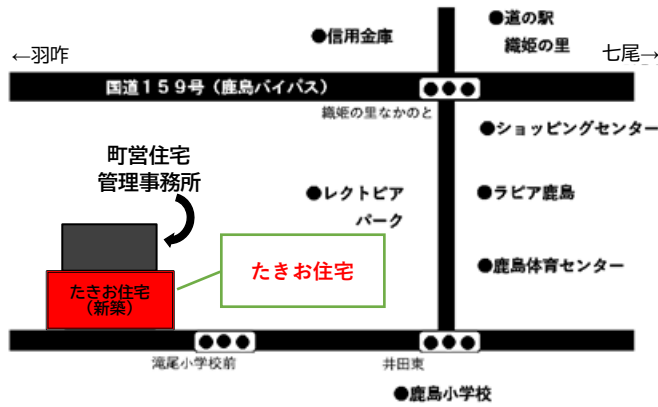


外 観



2LDK 平屋建て住戸

間取り図



位置図

町営住宅管理事務所

旧体育館・中能登ライフプラン駐車場



配置図

提出書類チェック一覧

※各種証明書は、発行後3か月以内のものをお願いします。

入居申込書

連絡の取れる電話番号（固定電話、携帯電話）を記入してください。

入居確認票

住民票謄本

申込者が全員記載され、続柄がわかるもの。

所得課税証明書（最新のもの）

16歳以上（高校生で収入のない方を除く）の申込者全員のもの。

所得課税証明書に追加して令和7年分の次のもの（1月～5月募集時）

給与源泉徴収票、年金源泉徴収票、確定申告書の写しなど

ただし、令和8年度（令和7年分）所得・課税証明書提出の場合は不要

完納証明書

16歳以上（高校生で収入のない方を除く）の申込者全員のもの

障害者手帳のコピー（障害者手帳を交付されている方）

生活保護受給者証明書（生活保護を受給している方）

生活保護受給世帯は、所得課税証明書および納税証明書は不要

罹災証明書の写し及び解体したことがわかる書類

令和6年能登半島地震による町内被災者の方で罹災証明書の判定が半壊以上
で解体した方のみ

その他書類